

三豊市土地開発公社

平成18事業年度
事業報告書及び決算報告書

自 平成18年 4月 1日

至 平成19年 3月31日

三豊市土地開発公社

目 次

ページ

はじめに

I. 事業報告書

1. 総括事項	1
2. 事業実施状況	2
3. 役員に関する事項	3
4. 職員に関する事項	3
5. 理事会議決事項	4
6. 監査に関する事項	5
7. 特別監査に関する事項	5
8. 業務経過	6

II. 決算報告書

損益計算書	7
貸借対照表	8
原下工業団地にかかる評価替え注記書	9
財産目録	10
収支計算書	11、12
キャッシュ・フロー計算書	13
販売費及び一般管理費明細	14
監査報告書	15

はじめに

三豊市土地開発公社の平成18事業年度決算については、下記の基本的考え方にに基づき調整する。

記

- ①平成18年度決算より総務省が示す改正土地開発公社経理基準要綱(昭和54年自治政第136号。以下「経理基準」という。)に基づく決算様式とする。
- ②公社が保有する土地については、経理基準要綱に基づいた区分表示とし、18年度当初において、そのための分類替えを行う。

平成17年度決算	平成18年度決算
公有用地(公有地取得事業により、公社が所有権を取得した土地)	公有用地
代行用地(公有地取得事業により、公社が地方公共団体等に所有権を取得させた土地)	代行用地
完成土地(土地造成事業に係る土地で、販売可能な状態にある土地及び開発工事が一定期間着手できていない土地)	完成土地等
未成土地(土地造成事業に係る土地で上記以外の土地)	開発中土地

- ③原下工業団地のリースにかかる部分の土地は、平成18年度当初において固定資産のうち、投資その他の資産(賃貸事業の用に供する土地)に振替える。
- ④原下工業団地については、経理基準第25条の規定に基づき年度末において評価換えを行う。

土地開発公社経理基準要綱

(土地造成事業に係る土地等の評価方法)

第25条 特定土地、土地造成事業に係る土地又は代替地(法第17条第1項第1号に係る代替地のうち、前条第1項の取得原価相当による再取得等が見込まれるものを除く。)については、その時価が取得原価より著しく下落したときは、近い将来明らかに回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

2 前項において、時価が取得原価に比べておおむね50%以上下落している場合には、著しく下落しているものとする。

3 前2項の時価は、売却時価を基礎とした正味実現可能価額とし、次に掲げるところにより算定した価額とする。

(1)現に販売の用に供することができる土地については、その販売見込額から販売経費等見込額を控除した価額

(2)未だ販売の用に供することができない土地については、その完成後販売見込額から造成及び建設工事原価の今後発生見込額並びに販売経費等見込額を控除した価額

4 第1項の規定により、時価をもって貸借対照表価額とした場合は、その旨及び当該評価換えを行った年月日、当該評価換え前の帳簿価額並びに評価損に関する会計処理の方法を貸借対照表に注記しなければならない。

